

滋 総 第 110 号
令和5年(2023年)4月3日

公益財団法人滋賀レイクスターズ
理事長 坂井 信介 様

滋賀県知事 三日月 大造



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項に規定する要件を
満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。

令和5年4月3日 から 令和10年4月2日 まで

(証明を受けた日から5年間)